

栗原市地震防災マップ

地域の危険度マップ 金成地区

長町—利府線断層帯の地震の場合



○この地域の危険度マップは、地域が揺れやすさマップ(長町—利府断層帯の地震)において示された強さ(震度)の揺れとなった場合に、地盤の液状化の影響を含めるとどの程度の建物被害(全壊及び半壊相当)が生じるかを100メートルメッシュ毎に評価し、相対的に表示したものです。

○地震の発生仕方によっては、被害の状況がこれよりも大きくなり、小さくなったりすることがあります。

○長町—利府断層帯は、仙台市から利府町にかけて、ほぼ南北に延びる長さ約40kmの活断層です。約3000年に一度程度の割合で繰り返し地震を起こし、最後の活動は約2000年前ではなかったかといわれています。マウニチュード 7.1の地震を想定しています。

地域の危険度マップとは

■地域の危険度マップ

地域の危険度マップは、地震による被害(全壊)の発生(阪神・淡路大震災の死亡原因)を、過去の地震発生履歴(過去100年間の被害)と地盤の強さを考慮し、その被害の程度に応じて分類(危険度)に基づき、地図上に表示したものです。具体的な内容は「栗原市防災マップ」を参照してください。

○地震による死亡・ケガの原因は何？

阪神大震災での死者のうちの約7割は地震直後の建物、建物による圧死といわれています。

○皆さんの生命・財産を守るためには、住宅・建築物の耐震化が極めて重要です。

建物の耐震化が重要です。

■木造住宅の耐震診断

木造住宅の耐震性は、主に3つのチェックポイントがあるとされています。

- 建てられてから、かなりの年月が経っているか(特に昭和56年以前に立てられたものか)。
- 住宅が過去に大きな災害(地震や水害など)を経験したことがあるか。
- 住宅の構造、形、偏って大きな窓がたくさんあるなど、耐震に関わる基本的な住宅の性質に問題がないか。

耐震性の判断には建築の専門知識が要求されます。目立った症状がなくても、耐震診断を受けることが重要です。次のような項目に心当たりがある住宅は、特に要注意です。

- トアあるいは窓を開めたとき、柱と建具との間に著しい隙間の三角形の隙間が空いている。
- トアあるいは窓の建付けが悪く、建具の開閉が変形のために思うようにいかない。
- 窓の隙間が著しく水平を欠いている。
- 建物の壁面が傾斜しているのが、肉眼でもわかる。
- 床面の傾斜が著しく感じられる。
- シロアリの成虫(4枚羽根のついたりおり)が浴室から飛び出す。
- 屋根の棟あるいは軒先が歪んでいる。
- モルタル壁に長い斜めのひび割れが入っている。
- 流しや浴室の土台の一部が老朽化している(腐っているなど)。

家具の地震対策も重要です。

■家具の対策

住宅の全壊を免れても、ガラスの飛散やタンス等の大型家具の転倒、テレビや電子レンジ等の家電製品が飛んでくるといった、日常の生活からは想像できない事態によって、思わぬケガをしたり、避難が遅れて火災に巻き込まれたりすることがあります。新築県中板地盤においても、被害者の約5割はガラスの飛散や家具類の転倒・落下によるケガによるといわれています。

家具や家電製品の地震対策としては、次のようなものが考えられます。

- ◆固定器具を用いて家具や家電製品を固定する。
- ◆食器等の可動物が飛散することのないように、扉の閉鎖を防ぐ器具を取り付ける。
- ◆縁起や食卓を移動する場所の近くに、家具や家電製品をなるべく置かない。
- ◆大型の家具は壁にしっかりと固定する。
- ◆家具の重さ、下に重いもの、上は軽いものを置く。
- ◆遠く付けの収納やフック・フックは、天井の強度を確認の上で取り付ける。
- ◆ガラス面には飛散防止フィルムを貼る。

＜問い合わせ先＞
 栗原市 建設部 建築住宅課
 TEL 0228-22-1153 FAX 0228-22-0313

ブロック塀や石塀の地震対策をしましょう

1978年に発生した宮城県沖地震ではブロック塀の倒壊により11名が犠牲になりました。ブロック塀や石塀の構造は、高さ、重量、必要な耐力、必要な耐力、基礎の深さなどについて、建築基準法で定められていますが、この基準が守られていないものもあります。また、設置後の年月の経過により雨水のしみこみで数割が傾いたり劣化が進行しているものもあります。(※ブロック塀のみに適用される基準)

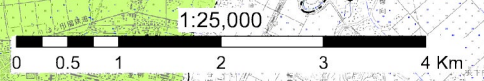
道路(特に通学路)に面しているブロック塀が倒壊した場合、守るべきは歩行者に大きな被害を与える恐れがあります。塀等の工作物の管理責任は所有者にあります。所有するブロック塀・石塀の安全性の点検を行い、必要に応じて撤去や転倒防止対策を行ってください。

凡例

木造建築物の全半壊率

0～3%
3～5%
5～7%
7～10%
10～20%
20～30%
30%以上

※このマップにおいて、市の境界部等で、計算上、色の塗られていない箇所があります。



この地図は、国土院長官の承認を経て、開発院発行の数値地図5000(地図情報)及び数値地図2500(地図画像)を複製したものである。(承認番号 第8総規、第990号)